

「未来高岡」の創造に向けて

高岡市行財政改革推進方針

－第2次行財政改革アクションプラン－

平成27年3月 策定

令和 2年3月 改定

高 岡 市

目 次

○ はじめに	1
○ 基本的な考え方	2
(1) 策定の理念	
(2) プラン改定の考え方	
(3) 計画期間	
(4) 推進体制及び進行管理	
○ 行財政改革の取組み	
1 事務事業の見直し	3
(1) 事務事業の整理・合理化	
(2) 評価手法の活用	
(3) 事務効率の向上	
(4) 民間活力の活用の推進	
2 信頼される行政の構築	8
(1) 市民に信頼される職員の育成	
(2) 時代に対応した行政組織の構築	
(3) 執行体制の改善	
(4) 職員数の適正化	
(5) 給与の適正化	
3 健全財政の確保	10
(1) 健全な財政運営	
(2) 市税等収納確保対策の強化	
(3) 市債の適正管理	
(4) 地方公営企業の経営健全化	
4 公有資産マネジメントの推進	13
(1) 公共施設の機能集約化と効率的運用	
(2) 未利用財産等の機能転換、処分	
(3) 地域振興機能の確保に向けた施設機能の整理	
(4) インフラの長寿命化	
5 市民と共に歩む市政の推進	16
(1) 共創のまちづくりの推進	
(2) 市民との情報の共有化	
(3) 満足感のある行政サービスの提供	

○ はじめに

本市では、未来高岡の実現に向けて行財政運営の基本方針から具体的な取組事項や数値目標までを体系化し、一体的に取りまとめた「高岡市行財政改革推進方針（第2次行財政改革アクションプラン。以下、「現行プラン」）」を平成27年3月に策定し、それに基づく行財政改革に努めてきた。

このような中、平成30年度には、構造的な歳出超過状態から脱却し、持続可能な財政構造を確立するため、「財政健全化緊急プログラム」を策定し、また、公共施設の総合的かつ計画的な管理を進めるため、個々の施設の具体的な方向性の指針となる「高岡市公共施設再編計画」を策定し、行財政改革の取組みを集中的に実行することとしている。

現行プランは、令和元年度で最終年度を迎えるが、これらの計画の成果を踏まえて、次のアクションプランにつなげるため、現行プランを延長し、改定を行い、それぞれの計画期間を揃えることで一体化を図り、行財政改革をより強力に推進していく。

改定に当たっては、取組項目に近年の社会情勢の変化に応じた視点による内容の追加、修正を行うとともに、緊急プログラムの目標等の明確化等を行う。併せて、現行プランの進捗状況に応じ、各目標を整理することとする。

○ 基本的な考え方

(1) 策定の理念

職員一人一人が自分の使命・役割・責任を明確に理解し、経営の視点でより効率的・効果的な行財政運営に取り組むとともに、変化し続ける課題に適応した質の高い行政サービスが実現できる体制を、市民をはじめとする多様な担い手との共創により構築する。

(2) プラン改定の考え方

現計画に掲げる「事務事業の見直し」、「組織の適正化」、「持続可能な財政構造の確立」、「公共施設等の適正管理」、「共創のまちづくり」の5つの柱を踏襲しつつ、社会情勢やテクノロジーの変化に対応するため、次の視点により、取組事項及び内容の追加・修正を行う。また、これまでの進捗状況に応じ、各目標の整理等を行う。

- ・次世代技術の活用や事務の標準化による事務の効率化
- ・広域連携による行政資源の効率的な活用
- ・公共施設再編と公有資産の有効活用
- ・これからの時代・地域に応じた市民ともに進める行政

(3) 計画期間

平成27年度から令和4年度まで（8ヵ年：当初の期間より3年間延長）

(4) 推進体制及び進行管理

- ・高岡市行財政改革推進本部（庁内組織）

行財政改革の進捗状況を点検するとともに、その効果の検証等を通じた進行管理を行い、効率的な行財政運営に向けた取り組みを推進する。

- ・高岡市行財政改革市民懇話会（第三者機関）

市民、民間の立場から、行財政改革に関する助言を行うとともに、行財政改革の進捗状況等について報告を受け、意見を述べる。

○ 行財政改革の取組み

1 事務事業の見直し

(1) 事務事業の整理・合理化

限られた財源を有効に活用し、複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応できるよう、すべての事務事業について、不断の見直しを行う。

また、事務事業の見直しに際しては、本来目的、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平性の確保、効果や効率性の観点などから検証を行い、選択と集中による整理・合理化を進める。

取組事項	取組内容
事務事業の整理・合理化	<p>最小の経費で最大の効果を得ることができる効果的な手法等を検討するとともに、次のような視点を持って、事務事業の見直しを果敢に行い、時代の要請にも対応した整理・合理化を進める。</p>
	<p>① 事務事業の整理（事業目的の適正化） 事業目的を時代の要請等に照らして検証し、所期の目的を達したもののや事業目的が希薄化したもの等について、廃止・休止、縮小・簡素化を進める。</p>
	<p>② 行政の役割・公益性の検証（補助金、扶助費の適正化） 各種助成・給付制度へのサンセット方式※1の導入等により、行政の責任分野、経費負担のあり方を定期的に点検し、補助金や市単独による扶助費の見直しを図る。</p>
	<p>③ 受益と負担の検証（受益者負担の適正化） 事業の内容や経費と使用料、手数料、負担金といった受益者負担のバランスを精査し、公平・公正な事業運営を図る。</p>
	<p>④ 効果、効率性の検証（費用対効果、事業手法の検証） 事業内容や対象者等が他の事業と重複していないか、また、国、県の制度等を活用して効率的に同等の効果を得る手法はないかなど、他の事業手法との比較検討による効率的な事業運営を図る。</p>
	<p>目標を達成した項目</p>
	<p>【H27～R1：市温浴施設等※2の使用料金の見直し検討】 【H29：（一財）とやま・ふくおか家族旅行村公社の経営健全化の検証】 【H29：（一社）高岡市自然休養村公社の経営健全化の検証】</p>
<p>継続していく項目（既存の目標の達成に伴い、新たな項目に取り組む等）</p>	
<p>【H27～R1：前年度当初事業数の10%相当の整理・合理化】</p>	
↓	
<p>【R1～R4：事務事業の見直しによる歳出削減】[㊦]</p>	
<p>新たに取り組む項目</p>	
<p>【R1～：補助金の基本的な考え方の策定及び方針に基づく補助金の整理】</p>	

※1 サンセット方式：補助制度などに、あらかじめ期限を設け、自動的に廃止する仕組み。

（制度を継続する場合は、その目的・手法を再検討する必要がある。）

※2 市温浴施設等：市が設置する入浴施設、温水プール等。

(2) 評価手法の活用

各種計画の進行状況、達成状況等を把握するため、PDCA サイクル^{※3}を意識した評価の視点に立って成果指標や目標数値を設定し、毎年、その達成率等を踏まえた自己評価を行いながら、事務改善や各種計画の見直しにつなげていく。

具体的には、総合計画第3次基本計画で取り入れた施策テーマごとの「まちづくり指標」を活用し、個々の指標に掲げる目標値の達成状況の検証及び評価を通して、毎年度の計画の進捗管理を実施する。また、新地方公会計制度に基づき作成する財務書類を財政運営や施策の決定などに活用し、マネジメント機能の向上につなげる。

取組事項	取組内容	
評価手法を活用したアカウンタビリティの確保	行政コストの正確な把握や目標値、成果指標の数値化を通じて、評価の視点に立った各種計画の進行管理に努める。さらには、事業内容等を検証、自己評価した上で、その内容や結果を積極的にわかりやすく公表していくとともに、市民の意見を聴きながら、見直し案を検討するなど、評価手法を活用したアカウンタビリティ（説明責任）の確保を図る。	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">継続していく項目（既存の目標の達成に伴い、新たな項目に取り組む等）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 【H27～H28：総合計画第3次基本計画の策定に向けた目標指標の再検討】 ↓ 【R2～R3：総合計画第4次基本計画の策定に向けた目標指標の再検討】 ↓ 【H29：新地方公会計制度^{※4}の整備】 ↓ 【H29～：新地方公会計制度に基づく財務書類の作成・公表及びその活用】 </td> </tr> </table>	継続していく項目（既存の目標の達成に伴い、新たな項目に取り組む等）
継続していく項目（既存の目標の達成に伴い、新たな項目に取り組む等）		
【H27～H28：総合計画第3次基本計画の策定に向けた目標指標の再検討】 ↓ 【R2～R3：総合計画第4次基本計画の策定に向けた目標指標の再検討】 ↓ 【H29：新地方公会計制度^{※4}の整備】 ↓ 【H29～：新地方公会計制度に基づく財務書類の作成・公表及びその活用】		

※3 PDCA サイクル

計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)のマネジメントサイクル。

※4 新地方公会計制度

資産や債務の正確な把握と管理、市民への財務情報のわかりやすい開示等のため、従来の官庁会計に企業会計の考え方を取り入れた会計制度をいう。

(3) 事務効率の向上

I C Tを有効に活用した各種業務の共有化や、情報管理にも十分留意した文書管理、ペーパーレス化による経費の削減も意識した事務効率の向上に資する取り組みを進める。また、市民の利便性向上や行政事務の効率化につながる電子申請の推進やキャッシュレス化に取り組み、「スマート自治体^{※5}」への転換を目指す。

本市を含む広範な区域において、市民生活に必要とされる安全・安心に関わる事務等の率的な処理や、観光・経済分野での戦略的な施策展開を図るため、近隣自治体との事業連携や事務の共同処理を進める。

取組事項	取組内容									
I C Tの活用	<p>職員相互の情報共有と情報伝達の迅速化による事務の簡素・合理化と併せて、社会保障・税番号制度の円滑な導入を推進するとともに、番号制度の活用により、市民にとっての利便性・公平性や業務効率の向上が期待される関係事務への対応を検討する等、I C Tの有効活用に努める。</p> <p>また、自治体クラウド^{※6}をはじめとする情報システムの共同利用を進めるとともに業務の標準化を図り、さらなる業務効率化、省力化のツールの一つとして、AI・ロボティクス等の技術を活用する。</p> <table border="1" data-bbox="475 875 1398 1317"> <tr> <td data-bbox="475 875 1398 925">目標を達成した項目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 931 1398 981">【～H29：社会保障・税番号制度^{※7}の導入・対応】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 987 1398 1037">継続していく項目（既存の目標の達成に伴い、新たな項目に取り組む等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1043 1398 1093">【H27～：コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付サービス導入に向けた課題整理・検討】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1099 1398 1149" style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1155 1398 1205">【R2～：コンビニエンスストアにおける自動交付サービス対象の拡大】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1211 1398 1261">新たに取り組む項目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1267 1398 1317">【R1～：RPA^{※8}を活用した事務作業の効率化（実証実験を含む）】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1323 1398 1373">【R2～：自治体クラウドの導入・活用（基幹システム）】</td> </tr> </table>	目標を達成した項目	【～H29：社会保障・税番号制度 ^{※7} の導入・対応】	継続していく項目（既存の目標の達成に伴い、新たな項目に取り組む等）	【H27～：コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付サービス導入に向けた課題整理・検討】	↓	【R2～：コンビニエンスストアにおける自動交付サービス対象の拡大】	新たに取り組む項目	【R1～：RPA ^{※8} を活用した事務作業の効率化（実証実験を含む）】	【R2～：自治体クラウドの導入・活用（基幹システム）】
目標を達成した項目										
【～H29：社会保障・税番号制度 ^{※7} の導入・対応】										
継続していく項目（既存の目標の達成に伴い、新たな項目に取り組む等）										
【H27～：コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付サービス導入に向けた課題整理・検討】										
↓										
【R2～：コンビニエンスストアにおける自動交付サービス対象の拡大】										
新たに取り組む項目										
【R1～：RPA ^{※8} を活用した事務作業の効率化（実証実験を含む）】										
【R2～：自治体クラウドの導入・活用（基幹システム）】										
行政手続の電子化	<p>行政手続の原則オンライン化^{※9}を踏まえ、本市においても、市民の利便性向上や事務の効率化につながる、電子申請やキャッシュレス化の推進、マイナンバーカードの普及促進を図る。</p> <table border="1" data-bbox="475 1451 1398 1597"> <tr> <td data-bbox="475 1451 1398 1500">新たに取り組む項目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1507 1398 1556">【R2～：電子申請の推進】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1563 1398 1597">【～R4：マイナンバーカードの普及促進】</td> </tr> </table>	新たに取り組む項目	【R2～：電子申請の推進】	【～R4：マイナンバーカードの普及促進】						
新たに取り組む項目										
【R2～：電子申請の推進】										
【～R4：マイナンバーカードの普及促進】										
新たな文書管理体制の検討	<p>業務の透明性の確保とアカウントビリティの向上を図るとともに、職員の事務の効率化を進めるため、新たな文書管理体制（文書管理システムによる一元管理、意思決定手続きの効率化）を検討する。</p> <table border="1" data-bbox="475 1738 1398 1839"> <tr> <td data-bbox="475 1738 1398 1787">継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1794 1398 1839">【～R4：文書管理の電子システム導入】</td> </tr> </table>	継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）	【～R4：文書管理の電子システム導入】							
継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）										
【～R4：文書管理の電子システム導入】										

広域行政圏の連携強化	「とやま呉西圏域連携中枢都市圏 ^{※10} 」において、6市が持つそれぞれの個性・特性を活かしながら、新たな取り組みやこれまで進めてきた連携を更に深めることで、圏域全体の経済成長や住民サービスの維持・向上を図る。				
	また、限られた人員や財源といった行政資源を効率的に活用するため、近隣市等との事務の広域化を進める。				
	<table border="1"> <tr> <th>新たに取り組む項目</th> </tr> <tr> <td>【H28～：とやま呉西圏域連携中枢都市圏事業の実施】</td> </tr> <tr> <td>【R2～：次期都市圏ビジョン策定に向けた取り組み】</td> </tr> <tr> <td>【R2～：自治体クラウドの導入・活用（基幹システム）】（※再掲）</td> </tr> <tr> <td>【R3：氷見市消防との消防広域化】</td> </tr> </table>	新たに取り組む項目	【H28～：とやま呉西圏域連携中枢都市圏事業の実施】	【R2～：次期都市圏ビジョン策定に向けた取り組み】	【R2～：自治体クラウドの導入・活用（基幹システム）】（※再掲）
新たに取り組む項目					
【H28～：とやま呉西圏域連携中枢都市圏事業の実施】					
【R2～：次期都市圏ビジョン策定に向けた取り組み】					
【R2～：自治体クラウドの導入・活用（基幹システム）】（※再掲）					
【R3：氷見市消防との消防広域化】					

※5 スマート自治体

AI・ロボティクス等の技術を活用し、職員の事務処理を自動化したり、標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供したりする自治体のこと。

※6 自治体クラウド

近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの。

※7 社会保障・税番号制度

住民票を有する全ての者に1人1つの番号を付して、社会保障・税などの分野で情報を効率的に管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認を行うための制度。社会保障や税の効率性・透明性を高め、市民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤となることが期待されている。

※8 RPA

「Robotic Process Automation /ロボティック・プロセス・オートメーション」の略語で、ホワイトカラーのデスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念のこと。

※9 行政手続の原則オンライン化

デジタル手続法（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号））に基づき、国の行政手続において、原則オンライン化を推進するもの。なお、地方公共団体等については努力義務とされている。

※10 とやま呉西圏域連携中枢都市圏

富山県西部6市（高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市）で構成する「とやま呉西圏域」において、圏域ネットワークの一層の強化を図り、地域経済の活性化や交流人口の拡大、定住の促進を図っていく必要があることから、圏域全体の経済成長や住民サービスの向上につなげる取り組みを実施する広域連携の枠組みとなるもの。

(4) 民間活力の活用の推進

市が実施する各種業務、公の施設の整備・管理運営等のうち、民間事業者等の資金やノウハウを活用することで、効率性と市民サービスの維持・向上の両立が期待できるものについては、行政責任の確保を図りながら、業務委託、指定管理者制度を積極的に活用する。また、民間事業者によって同種のサービスが提供されており、行政が実施主体として提供する必要性が薄れているものや、市場原理、経営努力によって効率性と柔軟なサービスの両立が期待できるものについては、住民や利用者に理解と協力を求めながら、民営化を推進する。

取組事項	取組内容				
指定管理者制度 ※11 の有効活用 による効果的・ 効率的な施設経 営	<p>市と指定管理者が連携しながら、指定管理者の裁量を広く認めることで、多様化する市民ニーズと施設の維持管理・長寿命化に柔軟に対応する等、経営的視点に立った効果的・効率的な施設運営につなげる。また、適宜、指定管理制度の見直しを図り、適正な管理と柔軟な運営を図る。</p> <table border="1" data-bbox="448 696 1425 864"> <tr> <td data-bbox="448 696 1425 741">継続していく項目（既存の目標の達成に伴い、新たな項目に取り組む等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 741 1425 786">【H27～：管理状況評価に基づく指定管理者制度導入施設の管理方針の検討】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 786 1425 819" style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 819 1425 864">【R1～：指定管理制度の見直し及び指定管理マニュアル改訂】</td> </tr> </table>	継続していく項目（既存の目標の達成に伴い、新たな項目に取り組む等）	【H27～：管理状況評価に基づく指定管理者制度導入施設の管理方針の検討】	↓	【R1～：指定管理制度の見直し及び指定管理マニュアル改訂】
継続していく項目（既存の目標の達成に伴い、新たな項目に取り組む等）					
【H27～：管理状況評価に基づく指定管理者制度導入施設の管理方針の検討】					
↓					
【R1～：指定管理制度の見直し及び指定管理マニュアル改訂】					
官民連携による 効果的な事業の 推進	<p>民間の資金とノウハウを活用し、事業の企画段階から民間事業者が参加するなどの官民連携による事業が実施できるよう、これまでに本市で採用されていない手法についても幅広く検討する。</p>				
民間委託の推進	<p>公権力の行使を伴わない役務のほか、公共が担うべき業務においても、民間が提供することでより高い満足度が得られるサービスの提供など、民間事業者で実施した方が効率的・効果的なものについて、積極的に民間委託を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="448 1155 1425 1335"> <tr> <td data-bbox="448 1155 1425 1200">目標を達成した項目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1200 1425 1245">【H27～：市民病院給食部門の業務委託拡大】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1245 1425 1290">新たに取り組む項目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1290 1425 1335">【R2～：ストックヤードの民間委託化】</td> </tr> </table>	目標を達成した項目	【H27～：市民病院給食部門の業務委託拡大】	新たに取り組む項目	【R2～：ストックヤードの民間委託化】
目標を達成した項目					
【H27～：市民病院給食部門の業務委託拡大】					
新たに取り組む項目					
【R2～：ストックヤードの民間委託化】					
民営化の推進	<p>人口減少や急激な少子高齢化の進展等により、複雑・多様化する各種ニーズに対応するため、福祉サービスなど、民間参入が著しい分野や、民間資本により提供されることが適当なものについては、民間への事業譲渡を進める。</p> <table border="1" data-bbox="448 1473 1425 1668"> <tr> <td data-bbox="448 1473 1425 1518">目標を達成した項目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1518 1425 1563">【～R1：保育所2園程度の民営化】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1563 1425 1608">新たに取り組む項目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1608 1425 1668">【R2：だいがりサービスセンターの民営化】</td> </tr> </table>	目標を達成した項目	【～R1：保育所2園程度の民営化】	新たに取り組む項目	【R2：だいがりサービスセンターの民営化】
目標を達成した項目					
【～R1：保育所2園程度の民営化】					
新たに取り組む項目					
【R2：だいがりサービスセンターの民営化】					

※11 指定管理者制度

多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上、行政コストの節減等を図ることを目的とした制度。

2 信頼される行政の構築

(1) 市民に信頼される職員の育成

経営感覚やスピード感をもって市政の運営に臨むとともに、市民の目線で知恵を絞る頼りがいのある市役所を目指し、職員一人ひとりのスキルアップや意識改革を進める。

取組事項	取組内容
市民から信頼される職員の育成	<p>「人が育つ職場づくり」に努め、公務員としての高い倫理観を持ちながら、市民の立場で考え、新たな課題や目標に積極的に挑戦するとともに、複雑多様化する行政課題に対しても自ら解決に向けて行動できる職員の育成を進める。</p> <p>継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）</p> <p>【H27～：高岡市人材育成基本方針の推進システムの整備・強化】</p> <p>【H27～：市民意識調査の実施及びフォローアップ】</p>

(2) 時代に対応した行政組織の構築

時代の要請への対応といった視点から、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに即応した施策を展開し、円滑に遂行できる簡素で効率的なわかりやすい組織機構の構築を図る。

取組事項	取組内容
簡素、効率的な組織体制の構築	<p>スピード感のある施策展開を念頭に置き、意思決定や業務遂行の過程をスリム化するとともに、施策に応じて部局横断的な執行体制の運用を図るなど、簡素・効率的かつ合理的な組織機構の構築に努める。</p> <p>継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）</p> <p>【H27～：新たな行政課題へ対応した組織体制の構築】</p>

(3) 執行体制の改善

市民の立場を理解し、共に考え、親切・丁寧かつ迅速な対応を可能とするため、職員のモチベーションを高め、新たな課題等に積極的に取り組む職場風土を醸成するとともに、部局横断的に機動的かつ柔軟な執行体制を確立する。

取組事項	取組内容
現場主義による課題解決志向の徹底	<p>事務事業の執行に際しては、市民の目線で課題の本質を見極める「現場主義」により仕事に臨み、現地に赴き市民や地域の声を聴くことで、課題を抽出し、解決に向けて取り組むことのできる職場風土を醸成する。</p> <p>継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）</p> <p>【H27～：OJT^{※12}推進マニュアルの活用及びフォローアップ】</p>
業務改善の推進	<p>事業の信頼性、業務の正確性等を担保するため、業務改善意識を高めるとともに、各職場において業務の全体像や実施過程をトータルで把握し、多面的・段階的なチェック機能を整え、スピード感のある施策展開を側面から支えるリスク管理を徹底する。</p> <p>継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）</p> <p>【H27～：業務改善意識の高揚とリスク管理の徹底（業務改善の推進）】</p>

※12 OJT：実際の仕事を通じて行う人材育成や能力開発（On the Job Training）

(4) 職員数の適正化

少数精鋭の効率的な行政運営を目指し、市民サービスの水準の維持に配慮しながら、多様な職員採用や人材育成と連携した人事管理等による職員の業務遂行能力の向上を図ることにより、行政組織体としての継続性を確保しながら、計画的な職員数の適正化を進める。

取組事項	取組内容
職員数の適正化	<p>事務事業の合理化、民間活力の活用等による効率的な行政運営を進めるとともに、地方分権改革の推進による事務移譲や複雑多様化する市民ニーズなどによる将来的な行政需要の動向等も勘案しながら、本市と人口規模や産業構造の近い他都市の状況なども踏まえ、職員数の適正化を進める。</p> <p>継続していく項目（既存の目標の達成に伴い、新たな項目に取り組む等）</p> <p>【R2 初：平成 27 年度初の職員数を基準として 70 人の減員による適正化】</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【R5 初：平成 30 年度初の職員数を基準として 70 人の減員による適正化】[㊦] （平成 27 年度初からの通算で 132 人を超える減員）</p> <p>【H30～R4：職員の適正配置と臨時的な削減措置による人件費の圧縮】[㊦]</p>
多様な職員採用	<p>行政サービスの維持、ノウハウの継承、職員の年齢構成の平準化を図るとともに、地方分権改革に対応し、自らの判断と責任において特色あるまちづくりを進めるため、専門的な知識を有する人材の任期付採用等も視野に入れながら、計画的で多様な職員採用を行う。</p> <p>継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）</p> <p>【H27～：専門知識・経験を有する外部人材の登用の推進】</p>
人事評価システムの活用	<p>人事管理の徹底を図るため、個々の職員の能力及び実績の的確な把握のもと、任用、人員配置及び人事異動等において、人材育成の推進に重点を置きながら、本市に適合した実効性のある人事評価システムの活用を進める。</p> <p>継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）</p> <p>【H28～：新たな人事評価制度の構築及び導入・活用】</p>

(5) 給与の適正化

社会情勢の変化等を踏まえつつ、国、県及び他市との均衡、民間企業や地域の水準等を勘案しながら、給与制度の運用及び給与水準の適正化に努める。

取組事項	取組内容
給与制度の適正化	<p>人事院勧告を基本とし、常に国や他自治体との制度の均衡を図るとともに、民間企業や地域の給与水準等を勘案し、特殊勤務手当^{※13}の継続的な点検も行いながら、給与制度の適正化に努める。</p>

※13 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に対し、その勤務の特殊性に応じて支給される手当。主なものに、医療業務手当、消防業務手当、清掃作業手当 など

3 健全財政の確保

(1) 健全な財政運営

将来にわたり持続可能な安定した財政構造を確立していくため、「選択と集中」の考え方の下に、地域の活力の創出や新たな行政課題への対応を念頭に「歳入に相応した歳出」を原則として自立的な財政運営を行う。

取組事項	取組内容
持続可能な財政構造の確立	<p>選択と集中の考え方の下、徹底した事務事業の見直しを不断に行うとともに、国・県補助金等市債以外の財源の確保や、民間活力の創出等による税源の涵養に努め、社会経済情勢の変化に伴う新たな財政需要にも即応できる財政基盤を確立する。</p> <p>継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）</p> <p>【H27～：経常収支比率※1480%台の堅持】</p>

※14 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）総額のうち、人件費や扶助費といった、毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合。

(2) 市税等収納確保対策の強化

課税事務の確実性を高めるとともに、徴収困難案件等への対応と自主納付等の推進により収納率向上を目指す。また、納税者の利便性の向上や課税事務の効率化、地方税の電子化等を進め、納税環境等の整備を図る。その他の収入についても受益者負担の適正化や収納率の向上を図るなど、自主財源の確保に努める。

取組事項	取組内容
滞納整理の徹底と納税環境の整備	<p>休日・夜間納税相談窓口の開設や市税納付お知らせセンター、納税推進員※15や税務アドバイザー※16の活用等により、滞納額を抑制するとともに効率的な滞納整理を進める。また、財産調査を強化し、滞納者の納付資力に応じた適正な滞納処分の実施や納税環境等の整備を進め、自主納付の推進を図ることにより収納率の向上を目指す。</p> <p>継続していく項目（既存の目標の達成に伴い、新たな項目に取り組む等）</p> <p>【R1：市税収納率 95.5%】</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【R4：市税収納率 95.8%】</p> <p>新たに取り組む項目</p> <p>【R1～：地方税共通納税システムの導入・活用】</p> <p>【R3～：自治体クラウドの導入・活用（基幹システム・滞納管理システム）】（※再掲）</p> <p>【R3～：新たな納税環境等の整備（スマホ収納の導入）】</p>
収納業務の体制強化	<p>新たな滞納管理システムの導入により、徴収困難案件等への対応や新たな滞納者の発生防止に向けて取り組むとともに、収納率向上と税収確保に向けた体制を整える。</p> <p>目標を達成した項目</p> <p>【H27：滞納管理システムの導入】</p>

新たな手法による歳入確保策の強化	自主財源の確保のため、多様な歳入確保策を研究し、実現に向け取り組む。			
	<table border="1"> <tr> <th>新たに取り組む項目</th> </tr> <tr> <td>【～R4：受益者負担の原則の徹底と使用料・手数料の適正化】[㊦]</td> </tr> <tr> <td>【～R4：ふるさと納税、広告料収入等の更なる拡充等や保有資産の活用】[㊦]</td> </tr> <tr> <td>【～R4：共創による「行政の稼ぐ力」の推進（ネーミングライツ、クラウドファンディング、その他収益事業の検討）等】[㊦]</td> </tr> </table>	新たに取り組む項目	【～R4：受益者負担の原則の徹底と使用料・手数料の適正化】 [㊦]	【～R4：ふるさと納税、広告料収入等の更なる拡充等や保有資産の活用】 [㊦]
新たに取り組む項目				
【～R4：受益者負担の原則の徹底と使用料・手数料の適正化】 [㊦]				
【～R4：ふるさと納税、広告料収入等の更なる拡充等や保有資産の活用】 [㊦]				
【～R4：共創による「行政の稼ぐ力」の推進（ネーミングライツ、クラウドファンディング、その他収益事業の検討）等】 [㊦]				

※15 納税推進員

高岡市が徴税事務の効果的運営と収納率向上を図るために任用する非常勤職員。

※16 税務アドバイザー

高岡市職員に対する研修及び指導、滞納整理の指導及び相談に従事する。税務経験者のうちから市長が委嘱。

(3) 市債の適正管理

持続可能な財政運営に資するため、義務的経費である公債費を抑制することとし、投資的事業については、優先度、緊急度、事業効果等について点検の上、真に必要なものに絞り込み、財源を重点的に配分するなど選択と集中を図り、新規市債の発行を極力抑制する。

取組事項	取組内容	
市債残高の抑制	<p>将来的な償還額、残高を見据え、投資的経費の平準化を図り、市債発行総額をコントロールするとともに、繰上償還等の実施により、市債残高の抑制に努める。</p> <p>また、地方交付税措置のある有利な地方債を活用するとともに、入札方式による効果的な資金調達により金利負担の軽減を図る。</p>	
	<table border="1"> <tr> <th>継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）</th> </tr> <tr> <td>【～R4：投資的経費の抑制による事業債の発行額を年間 45 億円以内（臨時財政対策債等を含む総額で年間 75 億円以内）とし、実質公債費比率^{※17}18%未満の堅持】[㊦]</td> </tr> </table>	継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）
継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）		
【～R4：投資的経費の抑制による事業債の発行額を年間 45 億円以内（臨時財政対策債等を含む総額で年間 75 億円以内）とし、実質公債費比率 ^{※17} 18%未満の堅持】 [㊦]		

※17 実質公債費比率

地方公共団体において公債費が財政に及ぼす負担の度合いを判断する指標。（18%以上で起債の発行に国や県の許可が必要となり、25%以上で起債の発行に制約を受ける。）

(4) 地方公営企業の経営健全化

① 病院事業

市民に良質な医療を安定的に提供するため、高岡市民病院第Ⅳ期中期経営計画（病院改革プラン）の着実な実施を図ることにより、医療水準の向上と病院経営の効率化、さらには、病院職員の経営参画意識の醸成に努め、病院経営の健全化の推進に取り組む。

また、新たな中期経営計画を策定し、引き続き医療の質の向上と経営の安定に努め、高岡医療圏における、高度医療を担う急性期病院としての機能強化に努めるとともに、地域完結型医療を推進していく。

取組事項	取組内容
経営の効率化	中期経営計画に基づき、急性期・高度医療の充実といった医療の質の向上や、医業収益の確保、医療材料の効率的運用と費用の削減等による経営の安定に取り組む。
	継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）
	【H29～：純損益の黒字化及び累積欠損金の減少】
	新たに取り組む項目
	【R3：次期中期経営計画の策定】

② 上下水道事業

市民へ安全で安心できる良質な水の安定供給を行うため、基幹施設や水道管路の更新・耐震化などの震災対策を計画的に推進するとともに、公共用水域の水質の保全や浸水被害の防止を図るため、下水道の整備や浸水対策などを計画的に推進する等、持続性のある事業運営と経営基盤の強化に取り組む。

取組事項	取組内容
上・下水道事業の安定運営	人口減少や節水型社会への移行などを踏まえて、上・下水道事業の公営企業としての独立性を高めるとともに、維持管理を含めた費用等の総合的な検証により、効率的な事業実施に努め、長期的に安定した運営につなげていく。
	目標を達成した項目
	【～H28：高岡市新水道ビジョンの策定】 【～H28：高岡市下水道ビジョンの策定】 【～H28：水道事業と簡易水道事業※18の統合】
	新たに取り組む項目
	【R4：上下水道ビジョンの中間見直し】

※18：簡易水道事業：計画給水人口が100人を超え5,000人以下の水道事業。

4 公有資産マネジメントの推進

(1) 公共施設の機能集約化と効率的運用

今後の人口減少や少子高齢化の進展を見据え、公共施設マネジメントの基本方針を念頭に、既存公共施設の機能維持と併せ、スクラップ&ビルドの観点から、施設サービスに対するニーズの変化に応じ、周辺施設や類似施設の機能統合による集約と整理等といった公共施設再編を進める。

取組事項	取組内容
公共施設の機能集約化と効率的運用	高岡市公共施設再編計画に基づき、個々の施設の集約化、複合化、譲渡、廃止、コスト削減に向けた取組みを着実に進める。また、教育、スポーツ、福祉、地域振興、防災といった公共施設の役割を踏まえながら、機能の集約化、効率的運用を図る。
	継続していく項目（既存の目標の達成に伴い、新たな項目に取り組む等）
	【～H28：公共施設等総合管理計画の策定】
	【H29～：公営住宅のあり方の検討】
	【H29～：とやま・ふくおか家族旅行村のあり方の検証】
	↓
	【～R4：公共施設再編計画において実施時期が「短期」とされている施設の再編】
	【H27～：小規模校を対象とした学校規模の適正化 ^{※19} 】
	↓
	【H30～：小中一貫教育による教育の充実に向けた学校の再編統合の推進】
【H27～：老人福祉施設のあり方の検討】	
↓	
【～R3：老人福祉施設における入浴機能の廃止及びその後の施設のあり方の検討】	
【H27～：既存体育施設の機能分担の見直し、あり方の検討】	
↓	
【H30～：スポーツ施設の持続可能な運営】	
【～H31：保育所3園程度の統廃合】	
↓	
【R3：北部保育園の廃園】	
新たに取り組む項目	
【～R2：市立公民館のあり方検討】	
【～R4：文化系施設のあり方検討】	

※19 学校規模の適正化：良好な教育環境を維持するための適正規模の確保を図ること。

(2) 未利用財産等の機能転換、処分

設置目的・用途が類似している施設や市民ニーズの低い施設については、機能転換による有効活用や廃止を含めた見直しを行うとともに、未利用となっている公有財産については売却等の処分を進め、財源の確保に努める。また、公共施設再編に伴い、廃止や統合等により余剰となった施設について、その機能転換や処分を検討する。

取組事項	取組内容
未利用財産の処分と有効活用	遊休・未利用財産（土地・建物等）について売却等の処分を進めるとともに、公共施設の空きスペースについて、賃貸を含めた様々な視点からの有効活用に向けた検討を進め、歳入の確保につなげる。
	継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）
	【H27～：学校施設を活用した子育て環境整備に向けた課題整理・検討】
	継続していく項目（既存の目標の達成に伴い、新たな項目に取り組む等）
	【～H28：市公有財産の一元管理・総合調整に係る市有固定資産台帳の整備】 ↓ 【～R4：公有財産の有効利用や公共施設の維持管理・統廃合の検討等の活用に向けた固定資産台帳のデータ拡充】
	新たに取り組む項目 【R2～：再編後の施設・土地の機能転換・処分の検討】
個別、類型ごとの公共施設のあり方の検討	⇒公共施設の効率的な運用へ統合

(3) 地域振興機能の確保に向けた施設機能の整理

今後の人口減少社会において、地域コミュニティの役割が一層大きくなることを見込まれる中、地域振興機能の確保について、市民生活への影響や人口動向、交通機関の状況等、地域の特殊性、バランスを十分考慮しながら整理を進める。

取組事項	取組内容
地域振興機能の集約・整理	公共施設の改修・再整備の検討に際しては、「今後の地域振興機能のあり方について（平成25年度：高岡市行財政改革市民懇話会からの提言）」で示された、地域において標準的に確保すべき地域振興機能の考え方に基づき、周辺に点在する施設機能の集約・整理を図る。 目標を達成した項目 【H29～：地域における施設機能の整理方針の検討】
公共施設の地元移管	施設の利用実態等が地区公民館的な性質のものなど、地域性が極めて高い公共施設について、地元団体や市民団体等への移管を進める。

(4) インフラの長寿命化

市民生活のライフラインとなる道路、橋梁、上・下水道等の基幹的インフラ資産について、安全に、安心して使用し続けられるよう、適切な維持管理に努めるとともに、長寿命化計画等に基づき修繕や更新に計画的に取り組む。

取組事項	取組内容
インフラ長寿命化の推進	<p>市民生活の基盤であるインフラについては、安全性を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けることができるよう、その状態や配置、需要、さらには人口の動向や市の財政状況等を総合的に勘案して、計画的な維持管理や適切な更新を行っていく。</p>
	<p>継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）</p>
	<p>【H29～：上・下水道施設の長寿命化推進】（上・下水道ビジョンの推進）</p>
	<p>継続していく項目（既存の目標の達成に伴い、新たな項目に取り組む等）</p>
	<p>【H29～：道路維持管理計画の策定】 ↓ 【R2～：道路維持管理計画の推進】</p> <p>【H29～：橋梁長寿命化計画の拡充】 ↓ 【R2～：橋梁（市道橋）の長寿命化推進】</p>

5 市民と共に歩む市政の推進

(1) 共創のまちづくりの推進

今後の自助・共助・公助のあり方を念頭に置きながら、これまで進めてきた市民と行政が良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任において取り組む「市民協働によるまちづくり」をさらに推し進め、市民や団体、地域、行政、さらには企業や事業者が多角的に連携するための環境整備や支援を行い、地域の課題に対して実現すべき価値を明確に認識、共有し、新たなまちの魅力や価値を創り上げていく「共創」の取り組みを推進する。

また、公共サービスを提供する民間の自主的な活動に対する制約の緩和や支援に努め、公共サービスの担い手の多様化を進める。

取組事項	取組内容
共創のまちづくりの実践	<p>様々な活動に参加する市民や団体が集うセンター機能を担う組織や人材の育成と併せて、個々の市民や団体の活動のコーディネートやマッチングを図ることで、行政だけでなく、市民、NPO^{※20}、企業などが積極的に公共サービスや地域の課題解決等に携わり、新たな課題解決のスタイルを創りあげていく「共創」の取り組みを推進する。</p> <p>また、住民が主体となり実情に応じた地域づくりを行うため、地域運営の先進的な取組みについて情報提供するとともに、将来の地域のあり方について自ら考え行動する組織の結成を支援する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">継続していく項目（既存の目標の達成に伴い、新たな項目に取り組む等）</p> <p style="text-align: center;">【H28：共創の指針策定】</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【H29～共創意識の醸成のための支援（チャレンジ事業、フォーラムの開催、庁内・地域への情報提供、共創（協働）事業の促進）】</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">新たに取り組む項目</p> <p style="text-align: center;">【H30～市民全体のシティプロモーション（たかおかPRアンバサダーの参加人数増加）】</p> </div>
公共的サービスの多様化	<p>個別的要素が強い地域課題の解決につながるような公共的サービスを柔軟に提供できる実施主体の育成、確保を図り、地域にふさわしい多様な公共的サービスが、適切な受益と負担のもとに提供されるシステムの構築を進める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）</p> <p style="text-align: center;">【H27～R4：地域支援事業^{※21}推進に係るNPO、ボランティアなどの育成・コーディネート】</p> </div>

※20 NPO（法人）：特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得したもの。

非営利で社会貢献活動を行う団体。

※21 地域支援事業：高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるように、高齢者一人ひとりの状況に応じた介護予防対策や、包括的な相談・支援等を行う事業。

(2) 市民との情報の共有化

市民との共創、市民の市政への参加を推進するため、市民が必要とする情報を適時・適切に提供できるよう、市民と行政の情報交換に資する環境のあり方について検討を進める。

また、市民ニーズを的確に行政運営に反映させるため、市民と直接対話する機会の充実を図るとともに、ICTを利活用し、市の取組みの成果を市民に分かりやすく伝える「見える化」の取組みを進めるなど、必要な行政情報を積極的に提供することにより、透明性の高い市政の推進に努める。

取組事項	取組内容					
多様な手法による行政情報の提供	<p>各種行政情報取得や行政サービス利用の利便性の向上のため、「市民と市政」をはじめとする市刊行物やICTの積極的な活用により、市民が各々に合った手法で、必要とする行政情報を取得できる仕組みづくりを進める。</p> <p>また、市が保有しているデータを広く市民や地域と共有することにより、行政の透明性や信頼性の向上を図るとともに、民間による公共性、利便性の高いサービスや災害時に有用なサービスの提供を実現し、官民協働で地域の課題解決を図る。</p> <table border="1" data-bbox="481 833 1394 1061"> <tr> <td data-bbox="481 833 1394 878">継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 887 1394 931">【H27～：市ホームページの子育て支援サイトの充実】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 940 1394 976">新たに取り組む項目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 985 1394 1021">【～R4：オープンデータ掲載数（第3段階以上：csvなど）の拡充】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 1030 1394 1066">【R1～：「市民と市政」をはじめとした市政情報配信の充実】</td> </tr> </table>	継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）	【H27～：市ホームページの子育て支援サイトの充実】	新たに取り組む項目	【～R4：オープンデータ掲載数（第3段階以上：csvなど）の拡充】	【R1～：「市民と市政」をはじめとした市政情報配信の充実】
継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）						
【H27～：市ホームページの子育て支援サイトの充実】						
新たに取り組む項目						
【～R4：オープンデータ掲載数（第3段階以上：csvなど）の拡充】						
【R1～：「市民と市政」をはじめとした市政情報配信の充実】						
市民との直接対話機会の創出	<p>地域や様々な分野で活動する市民団体等が抱える課題について、直接対話による実態把握や解決に向けた意見交換を行い、現場主義に基づく市民の目線に立った行政運営を進める。</p> <table border="1" data-bbox="481 1214 1394 1308"> <tr> <td data-bbox="481 1214 1394 1258">継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 1267 1394 1303">【H27～：テーマに基づく市民対話の充実】</td> </tr> </table>	継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）	【H27～：テーマに基づく市民対話の充実】			
継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）						
【H27～：テーマに基づく市民対話の充実】						
「行政の見える化」の推進	<p>市政の透明性とアカウンタビリティ（説明責任）の確保を念頭に置きながら、市民一人ひとりが市の施策を十分に理解したうえで、まちづくりに参加できるよう、行政情報の内容をよりわかりやすく発信していく「行政の見える化」の推進に努める。</p>					

(3) 満足感のある行政サービスの提供

市のそれぞれの部署、組織、公共施設等の役割を明確にした上で、各々が市民ニーズを積極的にくみあげるとともに、市民の目的に応じて適切な関連情報を提供する体制を強化することにより、わかりやすく便利で市民満足度の高い行政サービスの提供に努めていく。

取組事項	取組内容					
窓口の利便性の向上	<p>市民が利用しやすい窓口の在り方を検討し、相手の立場に立ったわかりやすい説明を心がけ、利用者の視点からも効率的とすることができる窓口対応を推進する。また、電子申請、キャッシュレス化の推進やマイナンバーカードの普及促進を図ることで、市民の利便性向上につなげる。</p> <table border="1" data-bbox="464 562 1426 792"> <tr> <td>継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）</td> </tr> <tr> <td>【H27～R4：窓口業務の改善】</td> </tr> <tr> <td>新たに取り組む項目</td> </tr> <tr> <td>【R2～：電子申請の推進】（再掲）</td> </tr> <tr> <td>【～R4：マイナンバーカードの普及促進】（再掲）</td> </tr> </table>	継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）	【H27～R4：窓口業務の改善】	新たに取り組む項目	【R2～：電子申請の推進】（再掲）	【～R4：マイナンバーカードの普及促進】（再掲）
継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）						
【H27～R4：窓口業務の改善】						
新たに取り組む項目						
【R2～：電子申請の推進】（再掲）						
【～R4：マイナンバーカードの普及促進】（再掲）						
満足感のある市民サービスの提供	<p>市民ニーズに的確に応えるサービス提供と接遇能力のさらなる向上に努めるとともに、スピード感をもって市政の運営に当たる、市民目線に立った頼りがいのある市役所を目指す。</p> <table border="1" data-bbox="464 947 1426 1120"> <tr> <td>継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）</td> </tr> <tr> <td>【H27～R4：窓口アンケートにおける各項目の回答のうち、 「良い」及び「やや良い」が占める割合 80%】</td> </tr> <tr> <td>【H27～R4：市民満足度の向上をテーマとした職場研修の推進】</td> </tr> </table>	継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）	【H27～R4：窓口アンケートにおける各項目の回答のうち、 「良い」及び「やや良い」が占める割合 80%】	【H27～R4：市民満足度の向上をテーマとした職場研修の推進】		
継続していく項目（引き続き取り組んでいく必要がある項目）						
【H27～R4：窓口アンケートにおける各項目の回答のうち、 「良い」及び「やや良い」が占める割合 80%】						
【H27～R4：市民満足度の向上をテーマとした職場研修の推進】						

※ 取組年次等の凡例

- ① ○○～××：○○年度から××年度まで（毎年度）
- ② ○○：○○年度（時点を示す。）
- ③ ○○～：○○年度から（始期を示す。）
- ④ ～××：××年度まで（終期を示す。）

※ 取組内容等の凡例

- ⊗…緊急プログラムに掲載されている事項

資 料 編

- 1 高岡市行財政改革推進方針の変遷
- 2 高岡市行財政改革市民懇話会設置要綱
- 3 高岡市行財政改革市民懇話会委員名簿
- 4 高岡市行財政改革推進本部設置要綱

高岡市行財政改革推進方針の変遷

高岡市行財政改革大綱(H元.12)	高岡市行財政改革大綱(H7.10)	高岡市行財政改革推進方針(H16.2)
1 事務事業及びその執行方法の見直し (1) 基本的な考え方 ・人員の適正配置 ・事務事業の整理合理化 ・OA化等の事務推進 ・民間活力の積極的な活用 ・公共施設の設置及び管理運営の効率化 ・今後の事務事業量の増加への対応 (2) 具体的な措置事項 (本庁・出先機関・消防・病院事業・水道事業)	1 事務事業及びその執行方法の見直し (1) 基本的な考え方 ・人員の適正配置 ・事務事業の整理合理化 ・OA化等の事務推進 ・民間活力の積極的な活用 ・公共施設の設置及び管理運営の効率化 ・今後の事務事業量の増加への対応 (2) 具体的な措置事項 (本庁・出先機関・消防・病院事業・水道事業)	1 民間活力の積極的な活用 (1) 民間委託等の推進 (2) 非常勤職員の活用 (3) PFI制度の導入 2 事務事業の早期見直し (1) 大変動時代の新情勢に対応する事務改革(分権・合併・IT化) (2) 懸案の「事務事業の見直し」に関する内部点検・評価
2 組織・機構の簡素効率化 (1) 基本的な考え方 (2) 現在までの実施事項 (本庁・市民病院・本庁、出先機関の係の見直し) (3) 今後の措置事項 ・本庁及び出先機関 ・公社等の外部団体	2 組織・機構の簡素効率化 (1) 基本的な考え方 (2) 現在までの実施事項 (本庁・市民病院・本庁、出先機関の係の見直し) (3) 今後の措置事項 ・本庁及び出先機関 ・公社等の外部団体	3 組織機構、外郭団体の再編整備 (1) 組織機構の再編整備 (2) 外郭団体の見直し 4 職員数・人件費の見直し (1) 定数及び職員数の適正化 5 退職者増大への対応策・職員年齢構成の是正策と執務体制の充実 (1) 計画的な職員採用 (2) 職員の再任用制度の活用 (3) 中途採用の活用 (4) 人材育成の推進 (5) 市民に信頼される公務執行
3 職員定数の適正化 (1) 職員定数の目標 (2) 現在までの実施事項 (3) 職員数適正化の実施に当たっての留意点 ・行政サービス水準の確保 ・職員の雇用の確保 (4) 定数管理体制の確立	3 職員定数の適正化 (1) 職員定数の目標 (2) 現在までの実施事項 (3) 職員数適正化の実施に当たっての留意点 ・行政サービス水準の確保 ・職員の雇用の確保 (4) 定数管理体制の確立	6 健全財政の確保 (1) 市税等取納確保対策の強化 (2) 新たな財源確保の検討 (3) 使用料、手数料の見直し (4) 市債の適正運用 (5) 補助金・扶助費の見直し (6) 経費の節減合理化 7 透明で開かれた市政の推進 (1) 開かれた行政の推進 (2) 情報公開及び個人情報保護制度の充実 (3) 市民との協働の推進
4 人事管理及び給与の適正化 (1) 人事管理の適正化 ・計画的、公正な職員採用 ・昇任基準の適正化 ・管理者の養成 ・弾力的な人事配置 ・職員研修等の充実 (2) 給与の適正化	4 人事管理及び給与の適正化 (1) 人事管理の適正化 ・計画的な職員採用 ・昇任基準の適正化 ・管理者の養成 ・弾力的な人事配置 ・職員研修と執務態勢の充実 (2) 給与の適正化	
5 財政運営の適正化 (1) 財政運営の適正化 ・財源の確保、充実 ・基金制度の充実と活用 ・民間の資金・投資の導入 ・義務的経費、特に人件費の節減 ・補助金のあり方 ・受益と負担のあり方 (2) 病院事業の適正化 (3) 今後の財政運営	5 財政運営の適正化 (1) 財政運営の適正化 ・財源の確保、充実 ・基金制度の充実と活用 ・民間の資金・投資の導入 ・義務的経費、特に人件費の節減 ・補助金のあり方 ・受益と負担のあり方 (2) 病院事業の適正化 (3) 今後の財政運営	
6 広報と広聴 7 計画的な行政の推進 (1) 行財政運営の計画化 (2) 新総合計画の策定 ・新総合計画の策定 ・計画の実効性の確保 (3) 広域行政の推進	6 市民に開かれた計画的な行政の推進 (1) 市民への住民の積極的な参画・参加 (2) 広報・広聴活動の充実 (3) 計画的な行政の推進 ・行政運営の計画課、総合化 ・総合計画の策定、推進 ・広域行政の推進	新・福岡町行政改革大綱(H16) 1 事務事業や施設、財産の効率的かつ重点的活用 (1) 民間活力の導入 (2) 補助金の見直し (3) 施設管理運営 (4) 行政評価制度の導入 2 職員定数、人事制度、人材活用、給与制度及び組織運営 (1) 定員管理 (2) 人材育成 (3) 人事評価制度 (4) 給与制度 (5) 組織運営 (6) 情報化への対応

高岡市行財政改革推進方針の変遷

高岡市行財政改革推進方針(H18.7) 〔集中改革プラン〕	高岡市行財政改革推進方針(H22.3) 〔行財政改革アクションプラン〕	高岡市行財政改革推進方針(H27.3) 〔第2次行財政改革アクションプラン〕	高岡市行財政改革推進方針 〔第2次行財政改革アクションプラン〕 改定版(R2.3)
1 事務事業の見直し (1) 事務事業の整理・合理化 (2) 行政評価システムの導入	1 事務事業の見直し (1) 事務事業の整理・合理化 (2) 評価手法の活用 (3) 事務効率の向上 (4) 広域行政への対応	1 事務事業の見直し (1) 事務事業の整理・合理化 (2) 評価手法の活用 (3) 事務効率の向上 (4) 民間活力の活用の推進	1 事務事業の見直し (1) 事務事業の整理・合理化 (2) 評価手法の活用 (3) 事務効率の向上 (4) 民間活力の活用の推進
2 民間活力の積極的な活用 (1) 民間委託の推進 (2) 指定管理者制度の活用 (3) 民営化の推進 (4) PFIの導入	2 民間活力の活用 (1) 民間活力の活用の推進 (2) 公共サービスの担い手の多様化	2 信頼される行政 (1) 市民に信頼される職員の育成 (2) 時代に対応した行政組織 (3) 執行体制の改善 (4) 職員数の適正化 (5) 給与の適正化	2 信頼される行政 (1) 市民に信頼される職員の育成 (2) 時代に対応した行政組織 (3) 執行体制の改善 (4) 職員数の適正化 (5) 給与の適正化
3 職員数及び給与の適正化 (1) 職員数の適正化 (2) 計画的な職員採用 (3) 給与の適正化 (4) 組織機構の見直し	3 職員数及び給与の適正化 (1) 職員数の適正化 (2) 給与の適正化	3 健全財政の確保 (1) 健全な財政運営 (2) 市税等収納確保対策の強化 (3) 市債の適正管理 (4) 地方公営企業の経営健全化	3 健全財政の確保 (1) 健全な財政運営 (2) 市税等収納確保対策の強化 (3) 市債の適正管理 (4) 地方公営企業の経営健全化
4 人材育成の推進	4 信頼される行政の態勢 (1) 時代に対応した行政組織 (2) 執行体制の改善 (3) 市民に信頼される職員の育成	4 公共施設の適正配置 (1) 公共施設の再編 (2) 未利用財産等の機能転換、処分 (3) 地域振興機能の確保に向けた施設機能の整理 (4) インフラの長寿命化	4 公有資産マネジメントの推進 (1) 公共施設の機能集約化と効率的運用 (2) 未利用財産等の機能転換、処分 (3) 地域振興機能の確保に向けた施設機能の整理 (4) インフラの長寿命化
5 健全財政の確保 (1) 市税等収納確保対策の強化 (2) 使用料、手数料の見直し (3) 補助金、扶助費の見直し (4) 市債の適正運用 (5) 公共施設の適正配置と有効利用 (6) 経費の節減合理化 (7) 企業会計手法の活用	5 健全財政の確保 (1) 市税等収納確保対策の強化 (2) 市債の適正管理 (3) 地方公営企業の経営健全化 (4) 第三セクターの見直し	5 市民と共に歩む市政 (1) 市民協働によるまちづくりの推進 (2) 市民との情報の共有化 (3) 満足感のある市民サービスの提供	5 市民と共に歩む市政 (1) 共創のまちづくりの推進 (2) 市民との情報の共有化 (3) 満足感のある市民サービスの提供
6 地方公営企業の経営健全化 (1) 病院事業 (2) 水道事業	6 公共施設の適正配置 (1) 公共施設の再編 (2) 施設機能の整理及び未利用財産の処分	5 市民と共に歩む市政 (1) 共創のまちづくりの推進 (2) 市民との情報の共有化 (3) 満足感のある市民サービスの提供	5 市民と共に歩む市政 (1) 共創のまちづくりの推進 (2) 市民との情報の共有化 (3) 満足感のある市民サービスの提供
7 第三セクターの見直し	7 市民と共に歩む市政 (1) 市民協働によるまちづくりの推進 (2) 市民との情報の共有化 (3) 満足感のある市民サービスの提供		
8 電子自治体の推進 (1) 住民の利便性の向上 (2) 業務システムの効率化 (3) 市民との情報の共有化			
9 市民との協働の推進			
10 透明で開かれた市政の推進 (1) 開かれた行政の推進 (2) 情報公開及び個人情報保護制度の充実 (3) 市民サービスの向上			

高岡市行財政改革市民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 新しい時代に対応した簡素で効率的な行財政運営、健全な財政運営、市民に開かれた行政をより一層推進するため、高岡市行財政改革市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、本市の行財政運営の推進のための基本的事項について審議し、意見や提言を述べることとする。

(構成)

第3条 懇話会の委員は、15人以内をもって構成する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、その任期満了後において、後任の委員が委嘱されるまでの間、その職務を行うことができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

(検討部会)

第7条 特定の事項を調査審議するため、懇話会に検討部会を置くことができる。

2 検討部会の委員は、懇話会の委員のうちから会長が指名する。

3 検討部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

4 部会長が必要と認めた場合は、検討部会の委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が懇話会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

高岡市行財政改革市民懇話会委員名簿

(敬称略、五十音順)

No	氏名	団体・役職等
1	井山 純子	(社福)高岡市社会福祉協議会理事
2	岩本 健嗣	富山県立大学電子・情報工学科准教授
3	大野 悠	公募委員
4	表野 春香	公募委員
5	角玄 富雄	高岡市連合自治会副会長
6	桑山 比呂志	連合富山高岡地域協議会事務局次長
7	○ 菅野 克志	高岡商工会議所副会頭
8	◎ 中村 和之	富山大学副学長・経済学部教授
9	中村 総一郎	高岡市PTA連絡協議会顧問
10	八坂 徳明	高岡法科大学法学部教授

◎:会長 ○:副会長

〔任期:令和元年12月1日~令和3年11月30日(2年間)〕

高岡市行財政改革推進本部設置要綱

平成17年12月13日施行
平成19年 4月 1日改正
平成21年 6月20日改正
平成21年10月 1日改正
平成22年 4月 1日改正
平成24年 2月16日改正
平成24年 4月 1日改正
平成25年11月30日改正
平成26年 4月 1日改正
平成27年 4月 1日改正
平成29年 4月 1日改正
平成30年 4月 1日改正
平成30年 4月24日改正

(設置)

第1条 行財政改革の推進を図るため、高岡市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、行財政改革の推進に係る重要事項に関することとする。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に補助組織として幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、代表幹事及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、総務部長をもって充てる。

4 代表幹事は、市長政策部長をもって充てる。

5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

6 幹事長は、必要に応じて担当課長の出席を求めることができる。

7 幹事会は、本部長の指示に基づき、必要な事項を協議する。

(作業部会)

第7条 本部に作業部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 本部に事務局を置き、事務局長及び事務局員をもって組織する。

2 事務局長は、総務部長をもって充てる。

3 事務局員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月13日から施行する。
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
この要綱は、平成21年6月20日から施行する。
この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年2月16日から施行する。
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成25年11月30日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長 上下水道事業管理者 市民病院長 市長政策部長 市長政策部政策監 総務部長 産業振興部長 市民生活部長 福祉保健部長 都市創造部長 福岡総合行政セ ンター所長 市民病院事務局長 会計管理者 消防長 監査委員事務局長 農業委員会事 務局長 議会事務局長

別表第2（第6条関係）

市長政策部次長 総務部次長 産業振興部次長 市民生活部次長 福祉保健部次長 都市創造部次長 福岡総合行政センター次長 消防本部次長 教育委員会事務局教育次長 上下水道局次長
--

別表第3（第8条関係）

総務部次長（財政構造改革担当） 都市経営課長 総務課長 人事課長 財政課長
